

第68回京都大学11月祭における外部団体との連携について

2026年7月11日

京都大学11月祭事務局

1. 概要

本紙第2項以下で示す内容をもとに、2026年8月開催予定の全学実行委員会において、「第68回京都大学11月祭における外部団体との連携に関する規則」及び「事例集」の制定を提案する。ついては、その検討及び承認をお願いしたい。

なお、11月祭事務局としては、補足資料に示す他の制度案も併せて比較検討し、全学実行委員会における議論を通じて、最も適切な制度設計を決定していきたいと考えている。

2. 規制の適用対象

この規制は、2026年11月20日（金）から23日（月・祝）の期間に開催される第68回京都大学11月祭に関する事項に対し適用する。

3. 外部団体連携行為の定義

京大生が、11月祭における活動に関連して、外部団体と協力し、外部団体を利用し、その他外部団体と関与する行為及び外部団体が11月祭に関与し又は11月祭を利用する行為をいう。この場合において、外部団体とは、京大生又は京大生のみで構成される団体以外の個人又は団体をいう。

4. (1) 外部団体連携行為に関する制限

外部団体連携行為は、当事者を含む11月祭に参加する京大生の自主的主体的な活動を不当に侵害するものであってはならない。この原則を確保し、当事者及びその他の京大生の自主的主体的な活動が外部団体との連携により不当に阻害されることを防ぐため、外部団体連携行為については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該連携行為は、当事者たる京大生の11月祭における自主的主体的活動の実現、拡充又は保護を目的とすること。
- (2) 当該連携行為に伴う外部団体の活動は、その目的の達成に必要なかつ相当な程度の範囲内であること。
- (3) 当該連携行為は、その実施、内容、変更、廃止その他一切の事項について、当事者たる京大生の自主的主体的な立案又は選択に基づくものであること。
- (4) 当該連携行為は、他の京大生の11月祭における自主的主体的活動を実質的に制限することとなるおそれがないこと。

5. 事前手続

外部団体連携行為については、その適正な実施を確保し、本規制への適合性を事前に確認するため、(2) あらかじめ11月祭事務局の許可を受けなければならない。

(別紙1)

許可を申請する者は、申請団体又は申請者の情報、連携する外部団体の情報、連携の目的及び内容その他11月祭事務局が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、外部団体連携行為に伴う相互の利益関係（外部団体に提供する対価その他の経済的利益を含む。）についても、併せて明らかにしなければならない。

11月祭事務局は、許可の申請を受けたときは、当該外部団体連携行為が本規制に適合すると認める場合は許可し、そうでない場合は許可しない。

もっとも、すべての外部団体連携行為について一律に許可を求めることは、インカレサークルにおける活動、通常の商取引、友人又は親類関係に基づく協力その他規制の必要性が高いとはいえない行為にまで手続負担を課すこととなり、適切ではない。このため、外部団体連携行為による自主的主体的な活動への影響の程度、外部団体の関与の態様及び規模その他の事情を考慮し、規制の対象とする必要性が低いものについては、今後策定する規則又は事例集において典型的に定め、許可を要しないものとして除外する。

6. (3)強制措置

外部団体連携行為に関する規制の実効性を確保するため、本規制に違反する行為に対しては、強制措置として当該違反行為の差止めを行う。この場合において、個人又は団体に対しては、差止めのほか、11月祭会場からの退去及び11月祭期間における入場禁止の強制措置を講じる。また、企画に対しては、差止めのほか、保証金の没収、出展の停止又は次年度の11月祭における出展禁止の強制措置を講じる。

ただし、軽微な違反その他直ちに強制措置を講じる必要がない場合には、まず嚴重注意又は是正勧告を行い、自主的な是正を求める。この場合において、相当期間内に是正がなされないときは、強制措置を講じる。

7. 不利益処分の際の適正手続の保証

不許可処分又は強制措置を行うに当たっては、11月祭事務局は、あらかじめ、その内容及び理由を当事者に通知し、相当の期間を定めて不服申立の機会を与える。不服申立を受けた場合には、11月祭事務局はこれを再検討し、理由があると認めるときは、処分の変更又は取消しその他必要な措置を講じる。11月祭事務局による再検討の結果になお不服がある者は、さらに11月祭事務局に対し不服を申し立てることができるほか、全学実行委員会に対し不服申立をすることができる。

8. 事例集

本規制の解釈及び運用の明確化を図るため、過去の外部団体連携行為の事例及び当年度において発生が予想される事例について、全学実行委員会においてその適否を審議し、その判断を事例集として取りまとめる。事例集は、11月祭への参加を予定する者に対して公開する。

(別紙1)

9. 補足

本資料における「11月祭事務局」は、11月祭期間中に関連する事項について「11月祭本部」と読み替える。